

平成 年 月 日

医療機関名

居宅介護支援事業所名

主治医

住 所

電 話

F A X

様

担当ケアマネジャー

## 居宅サービス計画の作成にかかる連絡について（主治医連絡票）

平素は、円滑な介護保険の推進にご理解とご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

この度、先生が担当されている下記の方から依頼を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅介護支援（ケアマネジメント）を受け持つことになりました。

つきましては、居宅サービス計画作成依頼者（利用者）の状況をお知らせいたしますので、ご指導を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、ご返信は、ご多忙中お手数をおかけいたしますが、F A Xまたは郵送にてお願いいたします。

### 【ケアマネジャー記入欄】

居宅サービス計画作成事由：新規・更新・区分変更・事業所変更・その他（ ）		
利用者氏名		
利用者住所		
認定期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
要介護度	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5	従前（ ）
介護認定審査会の意見		
添付ケアプラン	あり（第1表・第2表・週間計画表・利用票・別表）計__枚・なし	
備 考		

### 【主治医記入欄】

主治医意見・要望	1 計画通り 2 意見・要望あり 3 説明希望（面接・電話・ ）
居宅療養管理指導	あり（Ⅰ・Ⅱ）・なし

上記居宅サービス計画作成依頼者（利用者）の状況について確認しました。

平成 年 月 日

主治医氏名

## “ 主治医連絡票使用上の注意事項 ”

1. 主治医連絡票を送る「主治医」は、主治医意見書を作成した医師のことである。
2. ケアマネジャーが変わったときには、必ず主治医連絡票を主治医宛てに送付すること。  
(主治医が担当ケアマネジャーを知らないことがないように必ず連絡すること)
3. 医療系サービスを利用していない利用者であっても主治医連絡票を送ること。
4. 居宅サービス計画（ケアプラン）作成事由が、「新規」・「事業所変更」の場合は、必ずケアプランを添付すること。
5. 日常的な照会事項がある場合には、主治医連絡票ではなく、「名介研標準様式2007-304 介護支援・サービス提供 情報連絡票」（いわゆる「情報連絡票」）を用いること。
6. ケアマネジャーから主治医宛てに連絡がない場合には、逆に主治医からケアマネジャー宛てに情報連絡票により照会が行くことがあるので注意すること。
7. 主治医連絡票を送付したにもかかわらず主治医から連絡がない場合は、当該情報連絡票の内容について主治医が同意したものと解してよい。
8. 主治医連絡票は個人情報を含む文書であるので、取扱いについては十分注意すること。
9. 主治医連絡票および情報連絡票の各様式は、下記の情報サイトからのダウンロードが可能。
  - ①NAGOYAかいごネット <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top>
  - ②名古屋市医師会ホームページ <http://www.nagoya.aichi.med.or.jp/>
  - ③名介研ホームページ <http://www.meikaiken.gr.jp/>
10. 「名介研標準様式2007-304 介護支援・サービス提供 情報連絡票」のほか、「サービス調整票（ステップ1）」、「サービス受入依頼票（ステップ2）」を購入したい場合には、専用の申し込み用紙を使用すること。  
なお、申し込み用紙は、上記9. ③の名介研ホームページから入手するか、下記まで問い合わせること。  
名古屋市介護サービス事業者連絡研究会（名介研） 事務局  
TEL (052) 253-6758 FAX (052) 253-6759
11. 2007.11改訂の主治医連絡票は、平成19年12月1日以降に使用するものとする。